

改正の背景

- 現在、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)においては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者をMNOのみに限定している。
- MVNOによる多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」における方向性を踏まえ、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう制度改正を行う。
- MVNOへの電気通信番号の指定条件は、MNOに課せられている条件と原則同等とするため、現状、電気通信事業法の技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受けないMVNOに対しても、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることができるよう、関係省令の改正を行う。

<音声伝送携帯番号に係る番号指定事業者の使用条件における改正事項>

	現行の条件	改正の有無	主なポイント
緊急通報	利用者が緊急通報を行うことが可能であること。	無	・提供エリアの全部又は一部において、ホストMNO/MVNO間での協議を通じホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認める。
番号ポータビリティ	事業者相互間で番号ポータビリティが可能であること。	無	—
携帯電話の 基地局免許	携帯電話又はPHSの基地局の免許等を受けていること。	有	・条件を「携帯電話若しくはPHSの基地局の免許等を受けていること又はホストMNOと連携し、役務提供できること」に改める。 ・音声呼の制御に必要な設備（IMS又はこれに相当する設備）の設置を新たな条件として求める。 ・加入者情報の管理・認証に必要な設備（HLR/HSS又はこれに相当する設備）を設置するとともに、IMSI（国際移動体加入者識別番号）の指定を受けることを新たな条件として求める。
技術基準への適合性	事業の用に供する電気通信設備が電気通信事業法上の技術基準の適用を受けるものであるとともに、当該技術基準への適合性を確認していること。	有	・電気通信事業法上の技術基準の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提として、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。
他事業者との接続	網間信号接続を行うこと。	無	—

「電気通信事業法施行規則」改正／「事業用電気通信設備規則」改正の概要

「電気通信事業法施行規則」改正の主なポイント

- 技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受ける条件として定められている「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」について、「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を追加。【施行規則第27条の2の2】

「事業用電気通信設備規則」改正の主なポイント

- 音声伝送番号の指定を受けるMVNOの電気通信回線設備以外の設備を「特定携帯電話用設備」として定義【設備規則第3条第7号の2】し、携帯電話用設備と同等の基準を規定。

MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受ける場合のネットワーク構成イメージ

